

11月は「児童虐待防止推進月間」です

気づくのはあなたと地域の心の目

児童虐待に関する相談件数は増加の一途で、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後を絶たない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、多くの関係機関が協働して、各種の取り組みを全国的に実施しています。

相談件数は増加の一途

平成23年度に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、前年より約4、700件増の59、862件(速報値)。これは過去最多の件数となる見込みです。

県内の児童相談所における平成23年度の児童虐待相談受付件数は2、689件で、各市町村が受けた件数は2、817件でした。旭市でも、25件の相談がありました。

相談件数増加の要因は？

児童虐待に地域住民の関心が高まっていることや、学校や幼



稚園、保育所、病院といった施設の連携ができてきたためではないかと厚生労働省は分析しています。また東日本大震災に関連したストレスも影響しているとみている自治体や警察もあるようです。

旭市の相談件数は微増ですが、

内容は複雑で、対応が困難な相談が目立ってきました。

こんな行為が児童虐待！

- 身体的虐待：子どもを殴る、蹴る、熱湯をかける、戸外へ締め出すなど
- 性的虐待：子どもへの性的行為、性的な写真を撮るなど
- 心理的虐待：言葉による脅かし、きょうだいとの差別、子どもの前で配偶者に暴力を振るうなど
- ネグレクト(養育放棄・怠慢)：食事や入浴の世話をしない、乳幼児を残しての外出など
- 「しつけ」と称して子どもに危害や苦痛を与えることは、児童虐待とみなされます。

虐待と思ったら

子ども自身からは、なかなか相談できません。学校や幼稚園、保育所、病院などで働く虐待を発見しやすい立場にある人のほか、虐待を発見した人は、市や

児童相談所などへ通報することが法律で定められています。通報者の秘密は守られます。

苦しんでいたら

苦しんでいる保護者に会ったときは、市や児童相談所などへ相談するよう勧めてください。

多くの保護者は自分が虐待している自覚がありません。子育てに限らず、自分自身がつらい、苦しいときは、相談してください。誰かに聞いてもらうだけで

も、気持ちが悪く落ち着くことがあります。何か解決に向けた方法が見つかるかもしれません。

相談・通報先

- 市子育て支援課子育て支援班 ☎62・8012
- 旭市家庭児童相談室 ☎62・5362
- 銚子児童相談所 ☎0479・23・0076
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570・064000

11月12日(月)～25日(日)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

夫や恋人からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシャルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の身も心も傷つける重大な人権侵害です。また子どもが母親への暴力を目撃するなど、不安定な家庭環境の中で養育されることは、子どもにとって虐待になります。目に見える傷はなくても、暴力に対する罪悪感がなくなったり、ストレスによる身体的症状(嘔吐、下痢など)が出現したり、子どもの成長に重大な影響を及ぼします。

自分だけ我慢すれば済むことではありません。一人で悩まず相談してください。また身近な人が暴力で悩んでいたなら、相談することを勧めてください。

DV相談窓口

- 市子育て支援課子育て支援班(☎62-8012)
- 海匠健康福祉センター(☎0479-22-3101)
- 県女性サポートセンター(☎043-206-8002)
- DV相談ナビ(☎0570-055210)